

①件名		
国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて		
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】                  地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額等が見直しされたことから、石巻市国民健康保険税条例の一部を改正したもの。</p> <p>【目的】                  関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図る。</p>		
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】                  地方税法（昭和25年法律第226号）                  地方税法施行令（昭和25年政令第245号）                  地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>		
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成28年3月31日 地方税法施行令等の一部を改正する政令公布（平成28年政令第133号） 平成28年3月31日 石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分 平成28年4月1日 施行		
⑤主要内容		
1 国民健康保険税賦課限度額の見直し		
	改正後	改正前
医療分	54万円	52万円
後期高齢者支援金等分	19万円	17万円
介護納付金分	16万円	16万円
合計	89万円	85万円
2 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し		
軽減割合	改正後	改正前
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+26.5万円×被保険者数	33万円+26万円×被保険者数
2割軽減	33万円+48万円×被保険者数	33万円+47万円×被保険者数
※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合 ※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。		

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響】

1、国民健康保険税賦課限度額の見直し

基礎課税額分で約740世帯、後期高齢者支援金等課税額分で約440世帯が影響し、保険税課税額は約22,000千円増加する見通し。

2、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

2割軽減は約30世帯、5割軽減は約70世帯増加し、保険税軽減額は約4,000千円増加する見通し。保険税軽減額は、県3/4、市1/4を負担する。

【効果】

法令に基づいた適正な課税ができる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行うもの

⑧今後の予定及び施行予定年月日

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨その他

【参考】低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得金額

		1人世帯	2人世帯	3人世帯
7割軽減	改正なし	33万円以下	33万円以下	33万円以下
5割軽減	改正前	59万円以下	85万円以下	111万円以下
	改正後	59.5万円以下	86万円以下	112.5万円以下
2割軽減	改正前	80万円以下	127万円以下	174万円以下
	改正後	81万円以下	129万円以下	177万円以下